

◇この議事速報（未定稿）は、正規の会議録が発行されるまでの間、審議の参考に供するための未定稿版で、一般への公開用ではありません。  
 ◇後刻速記録を調査して処置することとされた発言、理事会で協議することとされた発言等は、原発言のまま掲載しています。  
 ◇今後、訂正、削除が行われる場合がありますので、審議の際の引用に当たっては正規の会議録と受け取られることのないようお願いいたします。

○鈴木委員長 次に、階猛君。

○階委員 今の山田委員の質問に関係して、ちょっと順番を変えて伺いたいと思います。

私、今の、在留資格を失って退去強制手続を経て、そして仮放免になっている人が就労できないという問題なんですけれども、根本的には、そもそも安い賃金で長時間労働をさせ放題させておいて、それでいたたまれなくなつて逃げ出して、在留資格を失つたりして、在留資格を失つて仮放免になつて、これまでさんざん働かせてきた割には一旦在留資格を失うと、全く働けなくなる。まさに御都合主義ではないかというふうに思うわけですね。

この問題を根本的に解決するためには、大臣も今、勉強会をされていますよね。特定技能や技能実習に係る大臣勉強会というのをされていると伺っておりますけれども、特定技能や技能実習の制度の見直し、これをやらなければ、今の山田委員のような問題がより深刻化してくると思っております。

んですよ。

です。まず大臣に、この件に関して、勉強会をされて、どんな問題意識を持たれているのかということからお尋ねしたいと思います。

○古川国務大臣 お答えいたします。

まず、今、勉強会についてお触れいただきました。これは法務省内において、特定技能、技能実習制度に係る法務大臣勉強会というものを設けて、これまでもこの勉強会、検討を重ねてきておるわけです。

これは、御存じのとおり、特定技能の入管法や技能実習法、その法律の中に見直し規定がありまして、ちょうどその時期に当たっているということもありまして、きちんと勉強して、見直すべきものがあるべきだと見直すべきである、そういう考え方の下にスタートいたしました。そして、各界各方面、いろいろな角度からの御意見を承りながら、今鋭意この検討を進めているところであります。

そこで、今の時点で明確に、論点はこれとこれというように形で具体化して、今の成果をここで御紹介する、そういう段階には正直今至ってはいないのですけれども、一点だけ私から、率直に、私が今胸のうちにある、これは結論ではありません。私が今胸のうちにありますけれども、しかし、現在、私の胸にあることをこの場で一つ御紹介をさせていただきますとするとするならば、まさに今、階委員から御指摘をいただいたような問題意識、つまり、特定技能、技能実習、こういう制度を考えるときに、この制度の見直しのみでは、やはりこれは根

本的な解決に至らないのではないかと。同時に、在留資格の在り方であるとか、難民制度あるいは難民認定の申請の在り方であるとか、あるいは、送還忌避、長期収容問題、こういう様々な分野における問題が相互に関連し合つて、そして、非常に様々な方面から御指摘やお叱りを受けるような、こういう事態も生まれているのだらうと思えます。この際、私は、改めたいと思っております。よりよいものに、あるべき姿にできるように、思い切つて、これは改革をするチャンスが来ていると思えます。それは、法律に見直しの時期というものがあるからだけではありません。やはり社会的にもその時期を迎えている。そして、その際、委員が先ほど御指摘をいただいたように、その部分だけを見るのではなく、全体的な姿を見渡しながら検討することが非常に重要だという感想を持つているところです。

○階委員 非常に考え方として正しい方向を向いているなというふうに思いました。

それで、もう少し入管法について、ちよつと質問の順番が変わりますけれども、尋ねていきたいんですよ。

入管法改正案、御案内のとおり、昨年廃案になったわけですが、再提出を検討されているということ、今大臣がお話しされていたように、我々も、入管法の世界だけではなくて、特定技能とか技能実習も含めた外国人政策全体について幅広く検討して、解決策を法案という形で出すべきだということを考えております。

そういう中で、入管法改正案については、再提

出、いつぐらいになるのか、あるいは、昨年から内容は当然変わるべきと我々は考えていますし、大臣も多分そういうお考えもあると思うんですが、もし変えるということであれば、昨年の内容から変えるということであれば、どういうことを考慮してその変える内容を考えていくか、この時期と考慮すべき要素、この二点についてお答えいただけますか。

○古川国務大臣 先ほど、勉強会において、申し上げたような問題意識を持ちつつ、精力的に検討を進めているということは御紹介したとおりです。しかし、具体的な法案ということになりますと、その具体的な内容であるとか時期ですとか、こういうものを今の時点で予断を持って申し上げることは非常に難しいでございます。

○階委員 内容まではともかくとして、考慮すべき要素というのはあると思うんですね。昨年ときは考慮されていなかったけれども、その後、様々な問題がこの委員会でも取り上げられ、そしてウクライナの情勢などもありました。そういう中で、考慮すべき要素として、私は、大きなもの一つに名古屋入管の問題というのがあったと思うんですね。

名古屋入管の問題は、先日、大臣もこの場でおっしゃいましたけれども、ちょっとビデオ映像とそこがあるんじゃないかということも我々も、ちよつとどころじやないかというのを我々も、かなりそこがあるんじゃないかと我々は申し上げました。それについて補足説明をされるといったようなことも大臣からお話がありました。

そうした真相解明の取組をしつかり行った上で、こうした名古屋入管、あるいは、山田委員も取り上げられた、ほかの入管収容施設でもあるような人権侵害の問題、こうしたものが二度と起こらないような仕組みをつくっていく、これも重要な考慮要素というか考慮すべきポイントだと思うんですが、この点について大臣のお考えをお願いします。

○古川国務大臣 お答えいたします。

昨年三月に発生をしいわゆる名古屋事案、ウイシュマ・サンダマリさんが亡くなった事案ですけど、これも、これは本当に、本当にあつてはならない残念な出来事でありました。そして、二度と、二度とこういうことを起こしてはならないという決意の下に、その後も私もはその緊張感を持って仕事を進めております。

まず取りかかったことの一つは、この委員会でも累次にわたって議題にされておりますとおり、調査報告書をまとめたわけです。これは、医師や弁護士など外部識者も交えて、できるだけ客観的な資料に基づいて、多角的な視点から問題点を整理して、そしてまとめたものであります。私はこの調査報告書というものは、やはりここに、まずは起きた事案に対して、きちんと公正公平に取りまとめられたものだという認識を持っております。

そして、その中で示されております十二項目、改善すべき項目ということで挙げられておりますけれども、まずは、迅速に、着実にこの十二項目を全て実施するのだということできずと取り組ん

できておりますし、かなりの部分、今それが実施できているということで考えております。

しかし、この調査報告書で示された十二項目全てで、もうこれで十分だということを申し上げているつもりはありません。私も就任をして早い段階からずっと申し上げておりますとおり、いわゆる入管行政全般にわたって、どこかやはり欠けているもの、足らざるものがあるのだろうというふうに思っておりますし、改めなければならぬものであれば、それは誠実に、勇気を持って改めべきだというふうにはこれは一貫して思っておりますし、入管職員も結束して、私とともに今取組を進めてくれております。

このような、やはり不断の努力をもって改善するんだ、こういう意思を持ちながら取り組んでいるのは、これは御理解をいただきたいと思っております。

○階委員 まずできること十二項目ということを取り組んでいらつしやるということはお聞きしてありますし、その御努力は多としたいんですが、一方で、十二項目では十分だと言うつもりはないというお話もありました。私も十分ではないと思っております。つまり、法改正を経なければやれない部分もあるというふうな考えております。

その関連でいうと、昨年の入管法改正案、これは、政府案が出た後、この場で審議をする中で、最終局面では与野党間で真摯な修正協議を行ったわけですが、そのときの、どういう協議が行われたかというのを二ページ、三ページ目あたりに資料としてつけさせていただいております。大きく十項目から成るんですけども、全部について取

り上げることができませんので、少し大臣にも認識していただきたいものを何点か取り上げたいと思います。

一つ目は、いわゆるスリーアウトルール、難民認定手続中の送還停止の例外事由である三回目以降の申請というのを、我々は、これはおかしいということ削除すべきだということを申し上げ、それに対して、与党の皆さんからも打ち返しがあ

り、今のところ、修正協議の進捗状況としては、私どもの方から、申請に対し、難民又は補完的保護等対象者の認定を行うべき理由に係る資料を提出できないものというふうには、二ページの右側、上の段の方に書かせていただいておりますが、要は、三回目以降の申請であっても、難民申請の認定を行うべき理由に係る資料を提出した場合には、スリーアウトルールは当たりませんよ、スリーアウトルールにひっかかりませんよというのが我々から提案し、かつ、与党の方からも、私の認識ではおおむね了解を得ていると思っております。

これは、全くもって理由がないというんだから、三回目であろうが、これはもうしようがないと思うんですけども、やはり、何がしかの理由があつて申請しているのであれば、三回目以降も認めていいのではないかと、送還停止効を認めていいのではないかと、というふうに考えるんですが、この点について、大臣、見解をお願いします。

○古川国務大臣 前回の入管法改正案の審議のときに、修正協議といいますが、与野党間で様々やり取りが行われたということは聞いてはおります。詳細については、私は直接、詳しく把握はしてお

りませんけれども、国会において与野党が協議をして、一定の合意、成果を求めて合意を得る、これは非常に大事な、大きな意義のあることでありまして、法案提出者である政府側としては、そのような国会の御判断は重く重く受け止めなければならぬというふうな思っておるところです。

その上で、今委員から、御指摘といいますか、御質問いただいたのは、その協議の内容に関わることなのでございませうか。（階委員「そうですね。今の点についてどう考えるか」と呼ぶ）では、その前提でお伺いいたしますけれども、協議の内容といえますか、階委員のお考えという意味での御説明としてお聞きしたということによろしいですね。（階委員「はい」と呼ぶ）

法案の具体的な内容ということになりますと、私も今ここでお答えすることは非常に難しくなるわけですけれども、そうではなくて、一つの考え方に対してお答えをさせていただくとするならば、昨年提出した法案では、送還停止効が難民認定申請者の法的地位の安定を図るために設けられるものであることに鑑み、既に二度にわたり難民等の該当性について審理が尽くされた三回目申請者についてはその例外としていた、こういうことではないかと。

現行入管法上、送還忌避、長期收容問題の解決は喫緊の課題でありまして、運用上の工夫のみではこれを解決することは困難であるということから、送還停止効の例外や管理措置制度を設けるなどの法整備が必要だということで、この改正案になつておったわけです。そのような現状認識であ

ります。

先ほども申しましたけれども、法務省としては、改めるべきところは改める、よりよい入管行政を目指すのだ、そういう姿勢を持って、この法案についても今後検討を進めていきたいと思っております。

先ほども申しましたように、制度全体の適正化ということには非常に重要な視点である。そういう視点を持ちながら、様々な御意見にも耳を傾けながら着実な検討を進めたい、こういうことだと思います。

○階委員 是非、ここはもう一步のところだつたと思うんですね。スリーアウトルールについてどこで折り合えるかということ、もう一步のところだつたんです。是非、ここについてはまた、我々の意見などもちよつと参考にして、よい制度にしたいだければと思えます。

他方、隔たりが大きかった項目もあるんです。それは、六番目の身柄收容前の司法審査、三ページ目の一番上に書いてある項目です。

これは一昨年九月の国連人権理事会・恣意的拘禁作業部会というところの意見書に基づいたものでもありまして、我が方からは、外国人の收容は、弁護士等の立会いの下で対象者からの聴聞を経た上で、裁判官があらかじめ発する收容許可状、これによって行うべきだ、司法審査を経るべきだということを行つておつたわけです。ただ、それについてなかなか法務当局は慎重でございまして、何とか交渉の過程でぎりぎり譲つたのが右側の方の最後の一文ですね。「当該判断に当たっては、

「透明性を確保するための措置を講ずる。」といったようなことまでは認められたというのが我々の認識です。

ただ、やはり、第三者ではなくて、收容する入管当局が判断するということであると、やはり、なお不十分ではないかということですが。

これは、国際ルールにおいては、国連の部会が言っているように、司法審査、事前の司法審査というのはグローバルスタンダードということもあるようですので、これも、我々の主張を真摯に受け止めて、これからの法改正、立案の参考にしていただければと思うのですが、大臣、いかがでしょうか。

○古川国務大臣 御指摘の收容前の司法審査ですとか收容上限の導入には、私どもとしては、これには問題があるという認識の下に、昨年の入管法改正案の中にはこれは盛り込まれておりませんでした。

しかし、先ほどから申し上げておりますとおり、改めるべきところは改めよう、よりよいものにしていこう、こういう姿勢には変わりありませんので、虚心坦懐に様々な御意見に耳を傾けながら、できるだけいいものを目指したい、この姿勢に変わりはありません。

○階委員 いや、なかなかあれですね、すごく、何か去年とは全然違う建設的な答弁が返ってくるので、鈴木さんもさつき建設的な答弁をいただいで、よかったと思うんですけども、本当に、大臣、是非その方向でお願いします。

入管法改正案、これは本当に、余り時間をかけ

てはいられないんですけれども、抜本的なことをやるべきだ、中途半端ではなくて抜本的なことをやるべきだと我々も考えています。それで、我々も対案を用意しております。こういったことも是非、並行審議させていただければと思っております。

入管法の話はここまでにしまして、また前回に続いて財務省に来ていただいているので、前回の質問に関連して伺いたいと思います。

前回の質疑で、赤木訴訟の認諾に当たり、認諾した損害賠償請求額が妥当かどうか、その際、検討した文書が作られていないのかというふうに見たところ、金額について文書で協議したかと言われると、恐らくそういうことはなかった。恐らくそういうことはなかったという答弁でした。

恐らくそういうことはなかったというのは曖昧なので、協議のときの文書は作っていないということではないのかどうか、これを端的にお答えください。

○角田政府参考人 認諾に際して財務省が作成して財務省に協議した資料は第四準備書面以外にないことは、先日答弁したとおりでございます。

○階委員 その第四準備書面、これを抜き出してきたものをページ目に掲げさせていただきます。この右側が第四準備書面の文章の部分です。当事者の表記とか、そういうところ、形式的なところは除いて、大事などころだけ抜き出したのがここです。

「第二」のところに「請求を認諾するに至った理由」というふうにあります、これだけが理由

の部分で、ここが大事なんですけれども、読んでみましても、金額が妥当なのかどうかというものは裁判上は出てきておりません。国賠法上の責任を認めるのが相当との結論に至ったと。責任を認めるのが相当ということは書いていますけれども、責任を認めた上で、どうしてこの金額が妥当なのかということはこの書面上は出てきていない。ということは、財務省とは、一方で協議はされている、金額については協議をされているというのが前回の答弁だったわけで、金額については、この文書以外で協議をされているわけだと思っております。その協議はどのように行ったのかということをお答えいただけますか。

○角田政府参考人 この配付していただいた資料の下の方の段落ですけれども、決裁文書の改ざんという重大な行為が介在している本件事の性質などに鑑み、認諾するというのは、これは金額について妥当だという判断をしている部分でございます。

○階委員 結論を聞いているんじゃないかと、その金額が妥当だと判断した理由についてはどこにも書いていませんよということを言っているわけですよ。なぜ一億七百万円が妥当なのかというのは、この文章上はどこにも出てきていない。

別に財務省と協議をした際に文書があるんじゃないかと、金額についてですよ。あるのじゃないか、お答えください。

○角田政府参考人 金額の妥当性についての説明が問題になったときのために、このように明示的に、本件事案の特殊性に鑑み、妥当と判断したん

ですということを御説明しようということはこの文書でセツトしたということでございます。

**○階委員** これだけで説明責任は果たされるというふうに考えているということですか。これだけで、法務省に金額の相談をするのに十分だったというふうには財務省としては考えているということなんですか。とてもこれで一億七百万円税金から払うことを説明するのに十分とは思えないんですよ。お答えください。

**○角田政府参考人** 認諾に際しまして、財務省が作成し、法務省に協議した資料は第四準備書面以外にないということは先ほど答弁したとおりです、それとは別に、訴訟は長く続いておりますので、いろいろな論点はあると思います。それにつきましてどのような協議をしてきたかということ、それは国の訴訟方針が推知されるなど、今後の訴訟活動に影響を及ぼすおそれがありますので、お答えを差し控えたいと思います。

**○階委員** 突如として認諾されているわけだから、認諾した場合の金額の妥当性についてはそれ以前の書面なんかに出てくるわけじゃないじゃないですか。私が問題にしているのは、認諾する際の金額が妥当だったということ、法務省と協議をしたのであれば当然文書はあるはずじゃないですか。仮に協議のときに使わないとしても、さすがにこれだけで一億七百万円払えるかという話ですよ。

向こうの請求額が妥当だということは、法務省に示したかどうかは別として、内部でも検討する、検討した過程を文書にする、これを作れというのが、前回お示しした、皆さんが受けているコンプ

ライアンス研修に基づく正しい公文書作成の在り方なんじゃないですか。なぜそういう文書が一切ないんですか。

**○角田政府参考人** 去年、おとしの春から訴訟が続いておりますので、もちろん、いろいろな論点はあるわけでございますけれども、その個別の論点についてどのような検討をして、あるいは資料を作成したか、しなかったということについて申し上げることは、今後の訴訟活動に影響を及ぼすので差し控えたいと思います。

**○階委員** 今後の訴訟活動になぜ支障を来すんですか。なぜ作成したかどうかすら言えないんですか。意味が分からないですね。

公文書作成のルールがあるわけでしょう。皆さんはコンプライアンス研修をしているわけでしょう。それに従って文書を作っているのであれば、ちゃんとこの金額が妥当かどうかについては検討した過程が文書に残っているでしょう。

いいですか。意思決定過程や事務事業の実績を合理的に跡づけ、検証することができる文書を作るといふふうには研修資料にあるじゃないですか。その文書を作っているかどうか、作っているんだしたらこちらに出してくださいということをおっしゃっているわけですよ。

訴訟に不測の支障を生じるなんという理由は全く成り立たないですよ。公文書管理の問題を言っているわけですから。お答えください。

**○角田政府参考人** お答えいたします。公文書管理法や財務省行政文書管理規則に基づきまして、財務省の意思決定過程や事務及び事業

の実績を合理的に跡づけ、また検証できるように文書を作成して保存しているところでございます。

本件訴訟における認諾に際しましては、財務省が作成して本省に協議した資料として、被告国第四準備書面を作成したところですが、財務省としては、当該準備書面をもって財務省における意思決定過程や事務事業の実績を合理的に跡づけていると考えておるところでございます。

**○階委員** あきれますね。これでなぜ合理的に跡づけ、検証することができると言えるんですか。

そもそも、一億七百万円、妥当じゃないという見方もこの委員会で見られているわけですよ。国民の代表から成る国会の場でそういう疑問が呈せられているわけですよ。でも、皆さんは、この書面だけで妥当だということを言うわけですか。おかしいでしょう。

その一億七百万円、一般的な相場からすると不当に高いのではないかという疑問が呈せられているんだけれども、それに対する反論はこれ以外にないということですか。お答えください。

**○角田政府参考人** それは金額の妥当性についてのお尋ねだと思いますけれども、こういうことで私どもは妥当だと判断しているところでございませう。

**○階委員** ちよつと、法務大臣、とんでもないと思うんですよ。こういう、国が裁判の当事者になつて、争わないでお金をそのまま払ってしまう。払うのであれば、その金額は妥当なのかどうか、国民の税金を払うわけですから、ちゃんと後で検証できるように文書を作らなくちゃいけない。こ

これは当然のことだと思っただけです。

法務省としても、相談を受けたのであれば、そういうことを財務省にも求めると思っただけです。何で一億七千万円で認諾するんですか、その根拠はどうなっているんですかということを、相談を受けなければ、当然そういうことを求めると思っただけです。法務省もそういうことはやらないんですか。

○古川国務大臣 まず、請求の認諾ということについては、訴訟追行に当たっては、関係省庁との間で訴訟方針等に関し協議、検討を行うなどして適切に対応しているところでございますけれども、個別の訴訟における、国の訴訟追行に関わる事柄であり、通例はお答えを差し控えているところでございますが、今委員が御指摘になっているこの認諾の件については、鈴木財務大臣が国会等で答弁されていることを踏まえまして、あえて申し上げますと、これは、原告の請求を認諾するに当たって、第四準備書面を提出することについては、この書面を用いて財務省と協議を行ったものと承知しております。

その上で、今御指摘の件ですけれども、金額の妥当性についてですが、裁判所に提出をしました被告国第四準備書面以外の財務省との協議に関する文書作成の有無につきましては、お答えを差し控えていただきます。

○階委員 肝腎のところを差し控えられても困るんですけれども、これは、あったかなかったかということも答えられないんですか。これは普通あるでしょう。じゃなければ、協議を求められた法務省としても、まともにアドバイスできないじゃ

ないですか。当たり前です。これは、また隠蔽とかいう話になってしまおうとんでもないですよ。理財局長、また隠蔽ということになったらとんでもないですよ。

まず、理財局長に聞く前に、法務大臣にも一回聞きます。そういう金額の妥当性について、相談を受ける際に文書はあったのかなかったのか、それについてお答えください。

○古川国務大臣 裁判所に提出しました被告国第四準備書面以外の財務省との協議に関わる文書作成の有無につきましては、お答えを差し控えます。

御質問は、個別の訴訟における、国の訴訟追行に関わる事柄でありまして、そのように控えさせていただきます。

○階委員 訴訟に関する文書であるのは、これは当然だと思っただけですが、一方で、我々は国政調査権を持っていて、当然、税金の使い方が妥当かどうかチェックする使命を持っているわけですから、それに基づいて、金額が妥当なのかどうか、妥当だとするのであれば、それを合理的に説明する文書は当然あるでしょうということも言っているわけですが、その文書は訴訟追行に関係なく出せるでしょうと言っています。出していただけないのでしょうか。

○古川国務大臣 裁判所に提出しました被告国第四準備書面以外の財務省との協議に関わる文書作成の有無は、公開の法廷に表れていない国内部における検討過程に関するものでございます。国を当事者とする訴訟における法務大臣は国を代表す

る立場とされておりまして、そのような立場で、関係省庁との間でいかなる協議が行われ、その協議に関わる文書作成の有無などといった公開の法廷に表れていない事柄の詳細をつまびらかにすれば、関係省庁との間の信頼関係が害され、今後提訴され得る訴訟において関係省庁との率直な意見交換が困難になるなど、将来における国の訴訟活動にも影響を及ぼしかねません。

よって、御質問については、お答えを差し控えさせていただきます。

○階委員 法務大臣、それは一般論としては正しいことなんだと思っただけです。ただ、ここで問題になっているのは財務省理財局が文書を作っているかどうかです。

彼らはずっとそうをついていたんです。私も聞きました。森友学園との交渉記録はあるだろう、当然、将来損害賠償の請求のリスクがあるんだから文書はあるだろうと、ずっと当時の理財局長にも尋ねていたんです。ところが、国会の中でも外でも、ないと言っているんです。ところが、実際はあった。改ざんまでしていた。こういう人たちですよ。だからこそ、信用できないから、法務大臣に聞かざるを得ないんですよ。法の支配を貫徹する、そして国民に対して説明責任を果たすということが、全く財務省が怠ってきたし、また今もここで虚偽答弁している疑いも出ています。私には思っています。

そこで、法務大臣には、一般論を超えて、こういう大事な問題について、金額の妥当性、この文書は絶対にあるはずだと思っただけですが、どうです

か、お答えいただけませんか。

○古川国務大臣 先ほどから申し上げておりますとおり、お答えを差し控えさせていただきます。

○階委員 これはとんでもないですね。理財局は、何だったんですかね、あの反省はどこに行ったんですかね。まず、文書を作ったかどうかも明らかでないって、普通にコンプライアンスを守っていたら、作ったと胸を張って言えるはずじゃないですか。

守っていない、守っていない可能性もあるというふうに受け止めていいですか、理財局長。

○角田政府参考人 繰り返しになりますけれども、公文書管理規則に基づいてちゃんと保存すべきものは保存しなければいけないということは十分認識しております。

今回の第四準備書面ですけれども、本来でしたら、そこにいろいろな理由を書くというような書面ではなくて、単に認諾すると書いてある。それを残すために、文書管理規則にのっとってそれを残すために、準備書面という形で作成をさせていただいたということでございます。

○階委員 全く納得できないんですよね。これだけで一億七百万円認諾するんですかと。裁判所に出すのは、こういう記述になるのは、私も弁護士だから分かりますよ。結論だけ出すというのは分かるんだけど、でも、内部で検討するときは一億七百万円の根拠はちゃんと残しているでしょう、検討の過程。それを作らなかつたら公文書管理法に違反じゃないですか。

作っていないと言いきれませんか。作ってなくて、

それで公文書管理法違反ではないと言いきれませんか。

○角田政府参考人 訴訟のプロセスの中では、まさにその金額について争うかどうかということもあるわけですよ。ですから、いろいろなプロセスの中でいろいろなことを考えたりはもちろんです。それが、それを一つ一つを全部開示していくというものではないかと思っておりますので、私どもとしては、作成の有無を含めて、今後の訴訟に影響があるので、お答えを差し控えさせていただきます。発言する者あり

○鈴木委員長 御静粛にお願いいたします。

○階委員 ちよつと答弁が変わりました。さっきまでは第四準備書面しかないと言いつていましたよね。今、訴訟のプロセスの中でいろいろなのは作っているけれども、開示できない、作っている可能性があつても開示できないという話になりましたよ。

認諾の金額については、第四準備書面しかないと言いつていましたよね。そうじゃないということですね、じゃ。

○角田政府参考人 先ほど、認諾に際して財務省が作成して財務省に協議した資料は第四準備書面以外にないことは先日答弁したとおりであると申し上げました。これはそのとおりでございます。

○階委員 その後、聞いたのは、協議に使ったかどうかはともかく、財務省の内部で作ったんじゃないですかということ言ったわけですよ。それについてもないと言いませんでしたか。

○角田政府参考人 そのような点について、作成した、しないということをつまびらかにすることは、今後の訴訟に影響を与えるので差し控えさせていただきますというのを申し上げたと思えます。

○階委員 結局、作った可能性はあるということですよ。これは大事な話ですよ。一億七百万円、本当に妥当な金額だったらその根拠を示せばいい。それで、もし妥当でない金額で認諾したということなら、これはまた、訴訟を途中で終わらせて真相を隠蔽するために、一億七百万、不当だけれども、不当に高いけれども認諾したということで、これも大問題。

早急に、検討したときの文書、出してくださいよ。この間も言ったけれども、絶対これはあるはずですよ。あるはずですから、出してください。

改めて、理事会での協議を求めます。

○鈴木委員長 ただいまの件につきましては、理事会にて協議いたします。

○階委員 質疑時間が終わりましたので、終了します。